

# 令和2年度事業報告

自 令和2年 4月 1日

至 令和3年 3月31日

## 1. 令和元年度及び令和2年度法務局相続人調査業務

本年度の最も大きな事業は、法務局による相続人調査業務である。本年度の前半は、令和元年分の同業務が契約延長されたためその完了に追われており、後半は、令和2年度分を新たに入札、受託したため、その業務に集中していた。

当業務は、これで制度の創設から3年連続して参画したこととなる。この3年間を考察してみると、業務の遂行の仕方、成果品の完成度等、不十分な点が非常に多く、参加していただいた社員の方々には多大なるご迷惑をお掛けすることとなった。これは、当協会の体制もあるが、法務局側も不慣れな点があったり、法定相続人情報の作成方法に不明確な点があったりと、新しいことの始まりは難しいものだと感じた次第である。

かなり困難を極めながら進めた事業であったが、やはり参画してよかったと思っている。最近では、当事業による相続人に対する通知も届いており、相談を受ける社員もいるようであり、全国的にも日司連がやっと業務の重要性を認識し、主たる事業として推進しているようである。また、近年、相続に関する民法、不動産登記法等の改正が矢継ぎ早に行われ、我々を取り巻く環境も変化しつつある。このような流れの中で、当初より、相続登記を主とした専門家として徳島県内において国民に寄与できることは、昨年改正された司法書士の使命規定を実現することであり、その意味は大きいと考える。

## 2. その他事業

以上の他、例年、依頼を受けている各官公署からの業務がある程度あり、今年度は特に徳島県西部県民局からの受託が多かった。これは、担当社員の数年間にわたる地道な取り組みの結果であるが、各官公署にはまだまだ担当者が処理し切れていない案件が多くあると思われる。

## 1. 事業部

(1) 本年度における具体的な受託実績は、後記の官公署関係受託表、支部別受託表及び過去の受託件数と報酬額のとおりである。

本年度の受託報酬は、令和元年及び令和2年度法務局の相続人調査業務の2年分

が完了し、契約金額を受領したため大幅に増額した。これら以外の受託件数及び報酬は、徳島西部県民局の案件が増加したため、前年に比べ少し増加した。

(2) 当協会が実施及び参加した主たる事業及び会議等は、下記のとおりである。

令和2年	4月14日	監査会
	22日	第1回理事会
	5月30日	定時社員総会
	6月8日	第2回理事会
	7月14日	業務委託相談〔徳島県東部県土整備局〕
	7月31日	全司協第34回定時総会
	8月19日	業務委託相談〔徳島県東部県土整備局（吉野川庁舎）〕
	24日	業務委託相談〔徳島県病院局〕
		〔徳島県南部総合県民局〕
	27日	法務局相続人調査業務打合せ会議〔徳島地方法務局〕
	9月4日	法務局相続人調査業務打合せ会議
	10月17日	公明党ヒアリング
	21日	法務局相続人調査業務説明会
令和3年	1月18日	研修会講師派遣〔徳島県土地開発公社〕
	1月22日	登記事務研修講師派遣〔徳島県用地対策連絡協議会〕

## 2. 総務経理部

当協会の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における財務諸表は、別紙における貸借対照表、正味財産増減内訳書、収支計算書、財産目録のとおりである。

本年度は、前年に引き続き、徳島県司法書士会へ例年の事務委託費に加えて、特に法務局相続人調査業務に関する年間の事務委託費を支払っている。これは、戸除籍謄本等の受け渡し、事件の取りまとめ等は、多大なる時間と労力を要するものであり、その負担に対する費用である。当協会は、独立した事務局を持っていないため、非常に助かっている。

担当理事は、月次の会計チェックを行った。

財務諸表及び業務の監査については、別紙のとおり、監事からの監査を受けている。